

沿道区域について

国土交通省 道路局 路政課

ここは、道路のことについて学ぶ道路大学校。道路に関する法律を勉強する路政科の生徒たちは、今日も一生懸命、道路法について勉強します。

道雄先生

それでは、今日の授業を始めます。今日のテーマは「沿道区域」についてです。道路管理を行う上で、道路区域内における私人の行為制限はもちろん必要ですが、道路が極めて公共性の高い施設であること、工作物としての道路が民有地と接すること等の理由から、道路管理を十全なものとするためには、道路区域内における行為規制に加えて、沿道の一定の区域についても必要最小限の規制を課すことが必要とされます。ではともきくん、道路法（以下「法」という。）では「沿道区域」の指定についてどのように規定しているかな？

ともき（生徒）

法第44条第1項は、道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる、としています。

道雄先生

そうだね。法第44条第1項は、沿道区域の指定と、指定された沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務、道路管理者の措置命令について定めたものであり、旧道路法第48条と同趣旨の規定だね。道路の機能を確保するためには道路自体を保全するとともに沿道から道路に及ぼされる障害を防止する必要があるため、法第44条では沿道の一定の区域を沿道区域として指定し、この区域内における土地等の管理者に対し一定の作為義務を課しているんだ。

ともき

法第44条第1項ただし書において道路の各一側について幅20メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできないとしているのは、敷地等の管理者に対して作為義務を課す範囲を道路管理上必要最小限のものに限定する趣旨ですよね。ところで、指定基準のようなものはあるのですか？

道雄先生

指定の基準については、指定区間内の国道にあっては政令で、その他の道路にあっては条例で定められるところとされているけれど、これは、公共の名のもとに、無制限に私権制限が課せられるのを防ぐため、当該

道路の管理者である地方公共団体の議決による条例により、指定区間内国道については、内閣により定められる政令により、その基準を定めることとしたものだよ。

また、基準の具体的な例としては、曲線半径が特に小さい場合、並木又は密生した樹木が道路のそばにある場合、高擁壁の場合、道路に隣接して採石場等危険地域がある場合、積雪地域で特に除雪用地の必要がある場合等について、道路及び沿道の状況を考慮して行われることとなるよ（昭和27年12月5日建設省道発第420号）。

ではともきくん、沿道区域の指定の効果は何かな？

ともき

沿道区域内にある土地、竹木又は工作物（以下「土地等」という。）の管理者は、その土地等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととなります。

道雄先生

その通り。沿道区域が指定されることによって、区域内の土地等の管理者は一定の損害予防義務を負うこととなるね。法第44条第3項の「土地、竹木又は工作物」とは、土地と土地に設けられる有形物のすべてを指すよ。また、同項でいう「管理者」とは土地等の管理権限を持っている者であり、土地については土地所有者や借地権者等、建物については所有者や借家権者等だよ。「管理者」の中には国及び地方公共団体も含まれるものだと解されるね。

土地等の管理者は、その土地等が「道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合」、例えば、砂利の採取により路体が崩れるおそれがある場合や路上に木の枝が突出して交通に危険を及ぼすおそれがある場合には「その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」、すなわち、路体を保護するため石積等の施設を設けたり、木の枝を切る等の措置を講じたりしなければならないんだ。

ともき

そのほかにも、法第44条第4項では、道路管理者は、特に必要があると認める場合において、土地等の管理者に対して損害予防義務を命ずることができるとされていますよね。つまり、道路管理者は、単に土地等の管理者による義務の履行に期待するだけではなく、積極的に自己の権限として措置命令を発することができるのですね。

道雄先生

そうだね。ただ、この措置命令は、本来土地等の管理者に課せられている義務の履行を命ずるにすぎないから、これによって相手方の義務の内容が加重されるものではないよ。

ともき

なるほど。義務自体は、沿道区域の指定によって既に課されていますもんね。ところで法第44条第2項は、沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない、としていますが、これはなぜですか？

道雄先生

これは、今ともきくんが言ったように、指定により新たな義務が課されるからだよ。この公示によって指定の対外的効力が発生するものだと解されているんだ。

ともき

なるほど。ところで、この制度とよく似た制度が高速自動車国道法にもあるように思うのですが・・・

道雄先生

その通り。高速自動車国道法第13条から第16条までには特別沿道区域の制度が設けられているよ。特別沿道区域とは、高速自動車国道を通行する自動車の高速交通に及ぼす危険を防止するため、当該高速自動車国道の構造やその存する地域の状況を勘案して、政令で定める基準に従い、当該道路に接続する区域について各側幅20メートルを超えない範囲で国土交通大臣が指定するもので、沿道区域とよく似ているけど、特別沿道区域については、当該区域の用益制限により損失が生じた場合は、通常生ずべき損失を当該土地の所有者等に対して補償しなければならないこととされているよ。

ともき

高速自動車国道法第14条第1項の「高速自動車国道を通行する自動車の高速交通を著しく妨げるおそれのあるもの」とは、どんなものですか？

道雄先生

高速交通に必要な視距を妨げるおそれのあるもの、高速運転に際し心理的に著しい障害を与えるものなど多数の人が集まる建設物等で自動車の操縦者に心理的不安を与えるもの等を想定しているよ。特別沿道区域については、細かいところだけれど、道路法の沿道区域の規定とともに覚えておこう！

ともき

わかりました！

道雄先生

私の今年の授業は以上です。みなさん、そろそろ冬休みに入りますが、体調には気をつけて下さいね。よいお年を！

※この物語はフィクションです。登場人物、団体等、実在のものとは一切関係ありません。